

1. 国立公園における対応(中央環境審議会)

国立
公園

自然公園法 第9条第1項

国立公園に関する公園事業は、環境大臣が、審議会の意見を聴いて決定する。

この場合において、**審議会が軽微な事項と認めるもの**については、審議会の意見を聴くことを要しない。

「審議会の意見を聴くことを要しない軽微な国立公園事業の決定等について」（令和4年4月1日、中央環境審議会自然環境部会自然公園等小委員会決定）

自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）第9条後段の規定により、審議会の意見を聴くことを要しない事項は、次のとおりとする。
ただし、各項の規定に該当するものであつても、重要な事案と認められるものについては、この限りでない。

- 1 法第9条第1項に規定する国立公園に関する公園事業（以下「国立公園事業」という。）の決定のうち、当該決定の際**現に**国立公園の保護又は利用のために**実施されている事業を国立公園事業として決定するもの**であつて、当該事業に係る施設の位置及び規模等を当該国立公園事業の位置及び規模等として決定するもの
- 2 法第9条第5項に規定する国立公園事業の変更であつて、次の各号に掲げるもの。
 - (1) 当該変更の際**現に**国立公園の保護又は利用のために**実施されている事業を既存の国立公園事業の一部として追加する変更**であつて、当該事業に係る施設の位置及び規模等を当該国立公園事業の位置及び規模等として追加する変更
 - (2) 既存の国立公園事業に係る施設の位置又は規模等の**現状に合わせて**、当該国立公園事業の**位置又は規模等を変更するもの**
 - (3) 国立公園事業の管理の観点から、**既存の国立公園事業の統合、分割又は重複部分の削除**を行うもの
 - (4) 国立公園事業の**名称の変更**
- 3 法第9条第5項に規定する国立公園**事業の廃止**

2. 国立公園および県立自然公園における対応(案)(滋賀県環境審議会)

国立
公園

自然公園法 第9条第2項

国立公園に関する**公園事業は、都道府県知事が決定**する。

県立
自然公園

滋賀県立自然公園条例第10条第1項（令和6年3月26日一部改正公布、同年7月1日施行）

公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。

この場合において、**審議会が軽微な事項と認めるもの**については、審議会の意見を聴くことを要しない。

 国立公園および県立自然公園においても、国立公園における中央環境審議会が軽微な事項と認めるものと同様の取扱いとしたい。